

柳川市における
介護予防・日常生活支援
総合事業
(平成29年4月1日開始)

柳川市内の状況①

人口、認定者数等の将来推計(第6期福岡県介護保険広域連合介護保険事業計画)

| | | 単位 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成32年度 | 平成37年度 | |
|------------------------|-----|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 総人口 | | 人 | 70,523 | 69,892 | 69,071 | 68,313 | 67,585 | 65,182 | 60,925 | |
| 高齢者人口 (第1号被保険者) | | 人 | 20,082 | 20,599 | 20,824 | 21,148 | 21,298 | 21,362 | 20,869 | |
| 前期高齢者 | | 人 | 9,508 | 9,866 | 9,987 | 10,166 | 10,225 | 10,256 | 8,936 | |
| 後期高齢者 | | 人 | 10,574 | 10,733 | 10,837 | 10,982 | 11,073 | 11,106 | 11,933 | |
| 高齢化率 | | % | 28.5% | 29.5% | 30.1% | 31.0% | 31.5% | 32.8% | 34.3% | |
| 40～64歳人口 (第2号被保険者数) | | 人 | 23,526 | 22,960 | 22,506 | 21,988 | 21,626 | 20,734 | 19,267 | |
| 要支援・ 要介護認定者数 | 調整後 | 要支援1 | 人 | 521 | 573 | 645 | 715 | 793 | 884 | 904 |
| | | 要支援2 | 人 | 491 | 499 | 498 | 497 | 504 | 522 | 530 |
| | | 要介護1 | 人 | 860 | 818 | 830 | 840 | 860 | 917 | 945 |
| | | 要介護2 | 人 | 460 | 511 | 532 | 556 | 582 | 637 | 667 |
| | | 要介護3 | 人 | 474 | 464 | 458 | 455 | 457 | 483 | 508 |
| | | 要介護4 | 人 | 532 | 535 | 539 | 544 | 551 | 567 | 584 |
| | | 要介護5 | 人 | 306 | 294 | 262 | 232 | 206 | 207 | 200 |
| | | 合計 | 人 | 3,644 | 3,694 | 3,763 | 3,839 | 3,953 | 4,218 | 4,338 |
| | | 認定率 | % | 18.1% | 17.9% | 18.1% | 18.2% | 18.6% | 19.7% | 20.8% |

柳川市内の状況②

給付費以外は28年10月1日の数字

| | 人口 | 65歳以上人口 | 75歳以上人口 | 高齢化率 | 介護認定率 | H27給付費 |
|-----|--------|---------|---------|-------|--------|-----------------|
| 柳川市 | 68,003 | 21,255 | 11,040 | 31.3% | 17.15% | 5,658,212 千円 |

※1号被保険者数のみ

| | 要支援1 | 要支援2 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 | 合計 |
|-----|------|------|------|------|------|------|------|-------|
| 柳川市 | 537 | 461 | 887 | 455 | 470 | 549 | 288 | 3,647 |

福岡県介護保険広域連合におけるサービスの基準(参考)

| | ①現行の介護予防訪問介護相当 | ②訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス) |
|----|--|--|
| 人員 | <ul style="list-style-type: none"> ・管理者※1 常勤・専従1以上 ・訪問介護員等 常勤換算2.5以上 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】 ・サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上 ※2 【資格要件:介護福祉士、実務研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】 ※1 支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 ※2 一部非常勤職員も可能。 | <ul style="list-style-type: none"> ・管理者※ 専従1以上 ・従事者 必要数 【資格要件:介護福祉士・介護職員初任者研修等修了者又は一定の研修受講者】 ・訪問事業責任者 従事者のうち必要数【資格要件:従事者に同じ】 <p>※ 支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</p> |
| 設備 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ・必要な設備・備品 | |
| 運営 | <ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等 (現行の基準と同様) | <ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等 (現行の基準と同様) |
| | ①現行の介護予防通所介護相当 | ②通所型サービスA(緩和した基準によるサービス) |
| 人員 | <ul style="list-style-type: none"> ・管理者※ 常勤・専従1以上 ・生活相談員 専従1以上 ・看護職員 専従1以上 ・介護職員 ~15人 専従1以上 15人~ 利用者1人に専従0.2以上 (生活相談員・介護職員の1以上は常勤) ・機能訓練指導員 1以上 ※支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 | <ul style="list-style-type: none"> ・管理者※ 専従1以上 ・従事者 ~15人 専従1以上 15人~ 利用者1人に必要数 <p>※ 支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。</p> |
| 設備 | <ul style="list-style-type: none"> ・食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ・静養室・相談室・事務室 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品 | <ul style="list-style-type: none"> ・サービスを提供するために必要な場所 (3㎡×利用定員以上) ・消火器の設置 ・必要な設備・備品 |
| 運営 | <ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等 (現行の基準と同様) | <ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・運営規程等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等 (現行の基準と同様) |

※事業所運営法人が広域連合に対して介護報酬返還金債務を負い、完済していない場合(分納等)は指定しない。

柳川市がH29.4.1から実施する総合事業サービス一覧①

介護予防・生活支援サービス事業

●訪問型サービス(第1号訪問事業)

| | サービスの種別 | 実施 | 備考 |
|-----------|--------------------------|------|--------------------------|
| 現行の訪問介護相当 | ①訪問介護 | ○ | 介護予防給付と同等 |
| 多様なサービス | ②訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス) | ○ | 市福祉サービスの生活管理指導員派遣事業を移行予定 |
| | ③訪問型サービスB(住民主体による支援) | 今後検討 | |
| | ④訪問型サービスC(短期集中予防サービス) | 今後検討 | |
| | ⑤訪問型サービスD(移動支援) | 今後検討 | |

●通所型サービス(第1号通所事業)

| | サービスの種別 | 実施 | 備考 |
|-----------|--------------------------|------|-----------------------|
| 現行の通所介護相当 | ①通所介護 | ○ | 介護予防給付と同等 |
| 多様なサービス | ②通所型サービスA(緩和した基準によるサービス) | 今後検討 | |
| | ③通所型サービスB(住民主体による支援) | 今後検討 | |
| | ④通所型サービスC(短期集中予防サービス) | ○ | 市福祉サービスの元気ができる学校を移行予定 |

●その他の生活支援サービス(第1号生活支援事業)

平成29年4月からの実施は無し。今後検討の上、整備予定。

柳川市がH29.4.1から実施する総合事業サービス一覧②

一般介護予防事業

| 介護予防事業(～H29.3.31) | | 総合事業(H29.4.1～) | |
|-------------------|--|----------------|--|
| 二次予防事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・訪問指導 ・短期通所型介護予防教室(元気が出る学校) ・生活管理指導員派遣事業 ・生活管理指導短期宿泊事業 | 一般介護予防事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・訪問指導 ・生活管理指導短期宿泊事業 ・介護予防普及啓発事業 ・通所型介護予防教室(元気クラブ) ・地域介護予防教室(元気サークル) ・介護予防健診 ・介護予防サポーター養成講座 ・介護予防リーダー養成講座 ・介護予防ポイント事業 ・生きがいデイサービス事業 ・地域デイサービス事業 |
| 一次予防事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防普及啓発事業 ・通所型介護予防教室(元気クラブ) ・地域介護予防教室(元気サークル) ・介護予防健診 ・介護予防サポーター養成講座 ・介護予防リーダー養成講座 ・介護予防ポイント事業 ・生きがいデイサービス事業 ・地域デイサービス事業 | | |

これまで実施していた二次予防事業及び一次予防事業については、一部(※上記表の赤字の事業)を訪問型サービスと通所型サービスに移行し、その他については、一般介護予防事業として引き続き実施していきます。

柳川市が施行するサービス類型(訪問サービス)

現行相当の訪問介護サービス

- 要支援1・2該当者で介護の専門職による支援が必要な者へのサービス(※介護予防給付訪問介護と同等)。
- サービス費用は国が定めた報酬(現行の介護予防給付に準じた額)にて実施。
- 本人負担額も現行の介護予防給付に準じる。
- 訪問介護員による身体介護・生活援助を実施。
- 総合事業利用者がこのサービスを新規に利用する場合は、要介護認定申請を必ず行う必要がある。

訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)

※生活管理指導員派遣事業

- 要介護認定が非該当でかつ、支援が必要な者へのサービス。
- 現高齢者福祉サービスの「生活管理指導員派遣事業」を移行予定。
- 実施は委託による。
- 委託料及び本人負担額も現行の高齢者福祉サービスに準じる。
- 訪問介護員による生活援助を実施。
- 総合事業利用者であっても、要介護認定申請が未申請なら要介護認定申請を必ず行う必要がある。

柳川市が施行するサービス類型(通所サービス)

現行相当の通所介護サービス

- 要支援1・2該当者で介護の専門職による支援が必要な者へのサービス(※介護予防給付通所介護と同等)。
- サービス費用は国が定めた報酬(現行の介護予防給付に準じた額)にて実施。
- 本人負担額も現行の介護予防給付に準じる。
- 総合事業利用者がこのサービスを新規に利用する場合は、要介護認定申請を必ず行う必要がある。

通所型サービスC (短期集中予防サービス)

※元気が出る学校

- 現高齢者福祉サービスの「元気が出る学校」を移行予定。
- 実施は委託による。
- 委託料及び本人負担額も現行の高齢者福祉サービスに準じる。
- 専門職員による運動器の機能向上や栄養改善等のプログラムを実施。
- 介護保険認定有無の必要なし。チェックリストにより申請可。

平成29年4月以降の介護予防ケアマネジメント

介護予防ケアマネジメントA ※現行相当サービス、通所型サービスC

- 介護予防支援と同様のプロセスで実施。(アセスメント・ケアプランの作成・サービス担当者会議等)
- 現行の介護予防給付に対する介護予防ケアマネジメントと同様、アセスメントによってケアプラン原案を作成
- 柳川市地域包括支援センターで実施。(※指定居宅介護支援事業所へ一部委託可能)
- 1件当たりの単価は430単位
(初回加算300単位, 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算300単位)
- 利用者負担はなし
- ケアプランの自己作成による総合事業のサービス利用はできない

介護予防ケアマネジメントC ※訪問型サービスA(委託)

- 初回のみアセスメント(ケアプラン原案作成不要)とケアプラン作成。サービス担当者会議、モニタリングは不要。
- 必要に応じ、その後の状況把握を実施。
- 実施機関、報酬、利用者負担は、介護予防ケアマネジメントAと同じ。
- 初回のケアマネジメント以降は本人がマネジメントを実施する。

介護予防ケアマネジメントの基本的な考え方①

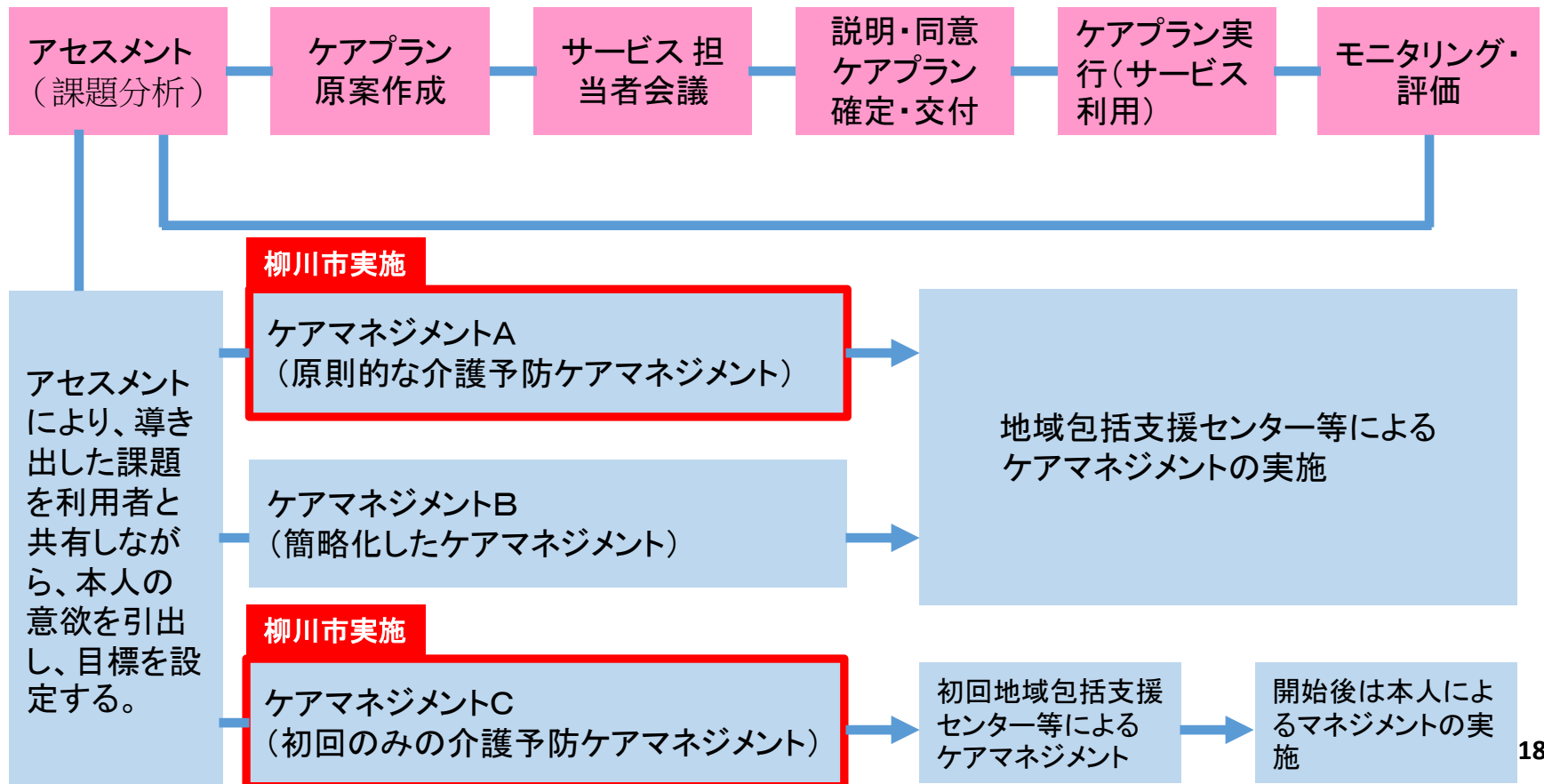
【介護予防ケアマネジメントとは】

「高齢者が要介護状態になることをできるだけ防ぐ(遅らせる)」

「要支援・要介護状態になってもその悪化をできる限り防ぐ」

高齢者自身が地域における自立した日常生活をおくれるよう支援するものであり、従来からのケアマネジメントのプロセスに基づくものです。

【介護予防ケアマネジメントの具体的な考え方】



介護予防ケアマネジメントの基本的な考え方②

【介護予防ケアマネジメントの類型と考え方】

柳川市では、ケアマネジメントAとCを行うことを予定しております。

柳川市実施

柳川市実施

①ケアマネジメントA

(原則的な介護予防ケアマネジメント)

・介護予防・生活支援サービス事業の指定を受けた事業所のサービスを利用する場合
 ・訪問型サービスC、通所型サービスCを利用する場合
 ・その他地域包括支援センターが必要と判断した場合

アセスメント
 →ケアプラン原案作成
 →サービス担当者会議
 →利用者への説明・同意
 →ケアプランの確定・交付
 【利用者・サービス提供者へ】
 →サービス利用開始
 →モニタリング【給付管理】

②ケアマネジメントB

(簡略化した介護予防ケアマネジメント)

・①又は③以外のケースで、ケアマネジメントの過程で判断した場合(指定事業所以外の多様なサービスを利用する場合等)

アセスメント
 →ケアプラン原案作成(→サービス担当者会議)
 →利用者への説明・同意
 →ケアプランの確定・交付【利用者・サービス提供者へ】
 →サービス利用開始(→モニタリング(適宜))

③ケアマネジメントC

(初回のみ介護予防ケアマネジメント)

・ケアマネジメントの結果、補助や助成のサービス利用や配食などのその他の生活支援サービスの利用につなげる場合
 (※必要に応じ、その後の状況把握を実施)

アセスメント
 →ケアマネジメント結果案作成
 →利用者への説明・同意
 →利用するサービス提供者等への説明・送付
 →サービス利用

【介護予防ケアマネジメントの類型における各プロセスの実施】

※()は必要に応じて実施

※●:実施要 △:必要に応じて実施

| | ケアマネジメントA | ケアマネジメントB | ケアマネジメントC |
|------------|-----------|-----------|-----------------|
| アセスメント | ● | ● | ● |
| ケアプラン原案作成 | ● | ● | — |
| サービス担当者会議 | ● | △ | — |
| 利用者への説明・同意 | ● | ● | ● |
| ケアプラン確定・交付 | ● | ● | (●) マネジメント結果 |
| サービス利用開始 | ● | ● | ● |
| モニタリング | ● | △ | — |

柳川市実施

柳川市実施

介護予防ケアマネジメントの基本的な考え方③

【サービス提供開始の翌月から3か月を1クールとしたときの考え方】

| ケアマネジメント | ケアプラン | 利用サービス | | サービス提供開始月 | 翌月 | 翌々月 | 3か月目 |
|---|-------------------------|--|-----------|-------------------------|------------------|------------------|------------------|
| 柳川市実施 ケアマネジメントA (原則的なケアマネジメント) | 作成あり | 指定事業者のサービス ※現行相当の訪問・通所サービス | サービス担当者会議 | ○ | × | × | ○ |
| | | | モニタリング等 | ×(※1) | ○(※1) | ○(※1) | ○(※1) (面接による) |
| | | | 報酬 | 基本報酬 +初回加算(※2) | 基本報酬 | 基本報酬 | 基本報酬 |
| | | 訪問型C 通所型C ※元気ができる学校サービス | サービス担当者会議 | ○ | × | × | ○ |
| | | | モニタリング等 | × | ○ | ○ | ○ |
| | | | 報酬 | 基本報酬 +初回加算(※2) | 基本報酬 | 基本報酬 | 基本報酬 |
| ケアマネジメントB (簡略化したケアマネジメント) | | その他(委託・補助)のサービス | サービス担当者会議 | △(必要時実施) | × | × | × |
| | | | モニタリング等 | × | × | × | △ (必要時実施) |
| | | | 報酬 | (基本報酬-X-Y) +初回加算(※3) | 基本報酬-X-Y (※3) | 基本報酬-X-Y (※3) | 基本報酬-X-Y (※3) |
| 柳川市実施 ケアマネジメントC (初回のみ のケアマネジメント) | 作成なし (ケアマネジメント結果の通知) | その他(委託・補助)のサービス ※緩和型A訪問委託(生活管理指導員) | サービス担当者会議 | × | × | × | × |
| | | | モニタリング等 | × | × | × | × |
| | | | 報酬 | 基本報酬+初回加算を踏まえた単価 | × | × | × |
| | | 一般介護予防・民間事業のみ | サービス担当者会議 | × | × | × | × |
| | | | モニタリング等 | × | × | × | × |
| | | | 報酬 | 基本報酬+初回加算を踏まえた単価 | × | × | × |

(※1) 指定事業者のサービスを利用する場合には、給付管理票の作成が必要 (※2) 基本報酬: 予防給付の単価を踏まえた単価を設定 (※3) X: サービス担当者会議実施分相当単位、Y: モニタリング実施分相当単位

福岡県介護保険広域連合における事業所指定手続きについて

■平成27年3月31日までに介護予防訪問(通所)介護の指定を受けていた事業者

| サービス内容 | 指定を希望する場合 | 指定を希望しない場合 |
|----------------------|---------------|------------|
| 現行サービス相当 (相当サービス) | 手続き不要(みなし事業所) | 指定辞退届出書の提出 |

■平成27年4月1日以降に介護予防訪問(通所)介護の指定を受けた事業者

| サービス内容 | 指定を希望する場合 | 指定を希望しない場合 |
|----------------------|---|------------|
| 現行サービス相当 (相当サービス) | 福岡県に提出した指定申請書類一式 (写し)+介護予防・生活支援サービス 事業所指定申請書+付表 | 不要 |

【平成27年3月31日までに予防訪問・通所事業者の指定を受けている事業所】

○総合事業の現行相当サービスについては、平成30年3月31日まで指定を受けているものとみなされますので、新たに指定申請を行う必要はありません。

＜みなし指定の有効期間＞

平成27年4月1日～平成30年3月31日まで(3年間)

○「みなし指定」を受けた事業者について、平成30年4月1日以降も現行相当サービスを継続する場合には、総合事業の指定の更新を受ける必要があります。

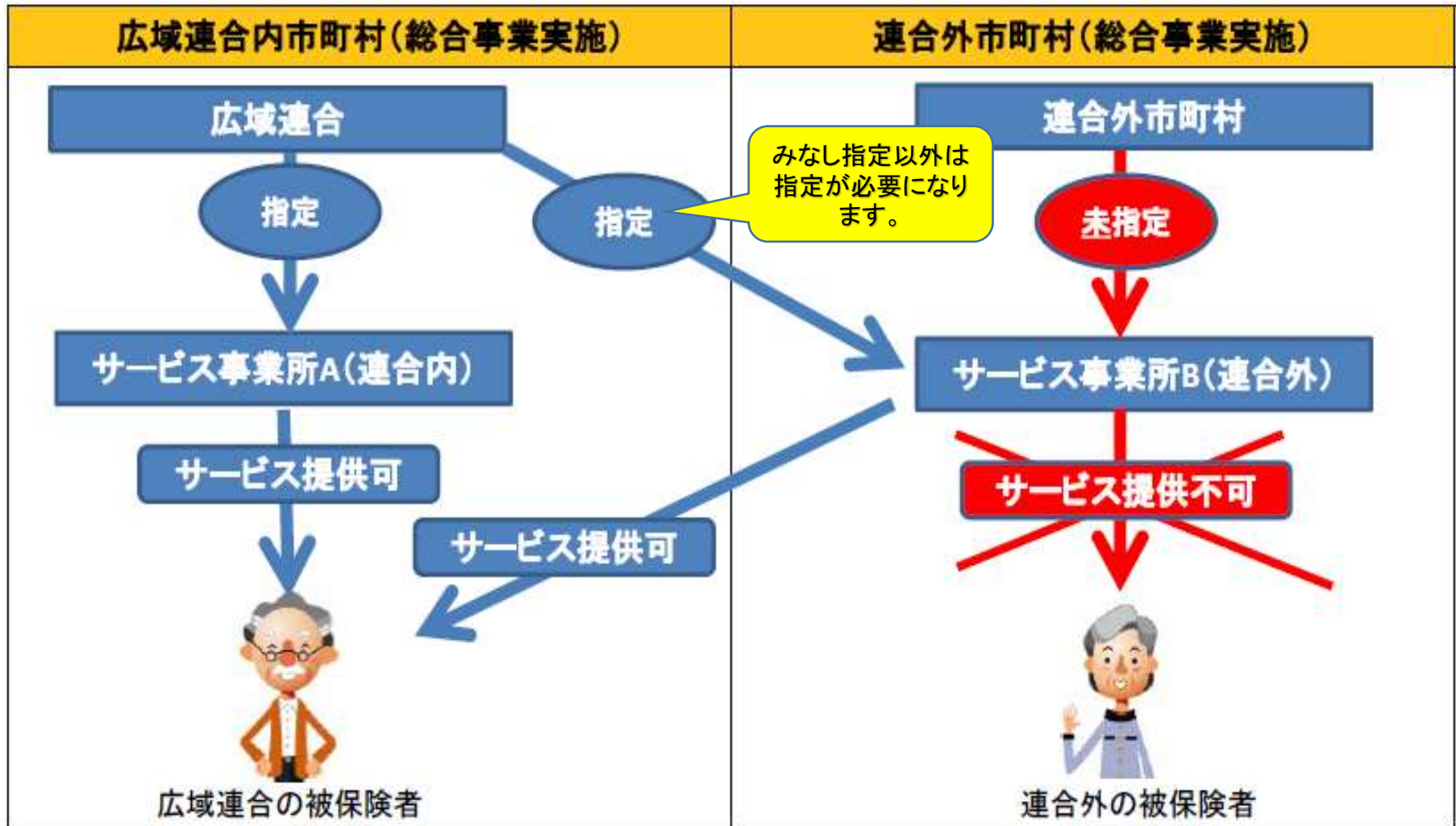
【平成27年4月1日以降に予防訪問・通所事業者の指定を受けた事業所】

○総合事業の現行相当サービスについて、「みなし指定」を受けておりません。新たに指定申請を行う必要があります。

●申請書類については個別に対応しますのでお尋ねください。

総合事業における事業者指定とサービス提供

相当サービス・緩和した基準によるサービスを事業者指定により実施する場合のサービス提供の可否



- サービスの提供は事業実施市町村の指定を受ける必要がある。連合外に所在する事業所の指定も可能。
- みなし事業所の場合、相当サービスの提供は可能だが、緩和した基準によるサービスは別途指定が必要。

請求コードフローチャート

指定事業所(訪問、通所)の請求コードフローチャートの例です。

